

動物取扱業に求められる役割と今後のあり方

1. 適正な飼養管理の基準のあり方

- ・動物愛護管理法に定められている動物取扱業に係る飼養管理に関する基準（登録の基準）及び遵守基準については、汎用性の高い定性的な基準として、動物取扱業者が確保すべき飼養管理のあり方が示されているが、近年、その円滑な運用等に資するため、ガイドライン等の作成や数値の設定などによる明確化を図っていくことが強く求められている。

（参考 1）

「動物愛護管理のあり方検討報告書」（平成 23 年 12 月）

繁殖業者での繁殖回数の制限や飼養施設の数値基準のあり方について言及

- ・動物取扱業は、多種多様な生物種、業種、業態が対象となっており、これらに対して、汎用性の高い定性的な基準を用いているが、生物種、業種、業態等に応じて、より細分化・明確化していくことが望ましいとする指摘もある。
- ・動物取扱業者が動物を繁殖させて販売する行為については、特に社会的な関心が高い。第一種動物取扱業の販売業は、哺乳類、鳥類、爬虫類に属する動物を販売する者全てを含み、細目において、これらの動物全てに適用される遵守基準として、繁殖に係る定性的な基準（幼齢・高齢動物の繁殖禁止、遺伝疾患を生じるおそれのある交配の禁止等）が置かれている。

（参考 2）

第一種動物取扱業者が遵守すべき動物の管理の方法等の細目

第 5 条 動物の管理は、次に掲げるところにより行うものとする。

三 動物の繁殖は、次に掲げる方法により行うこと。

イ 販売業者、貸出業者及び展示業者にあつては、販売、貸出し又は展示の用に供するために動物を繁殖させる場合には、遺伝性疾患等の問題を生じさせるおそれのある動物、幼齢の動物、高齢の動物等を繁殖の用に供し、又は遺伝性疾患等の問題を生じさせるおそれのある組合せによって繁殖をさせないこと。ただし、希少な動物の保護増殖を行う場合にあつてはこの限りでない。

ロ 販売業者、貸出業者及び展示業者にあつては、販売、貸出し又は展示の用に供するために動物を繁殖させる場合には、みだりに繁殖させることにより母体に過度な負担がかかることを避け、飼養施設の構造及び規模、職員数等を踏まえて、その繁殖の回数を適切なものとし、必要に応じ繁殖を制限するための措置を講じること。

ハ 販売業者、貸出業者及び展示業者にあつては、販売、貸出し又は展示の用に供するために動物を繁殖させる場合にあつては、動物の繁殖の実施状況について記録した台帳を調製し、これを 5 年間保管すること。

（なお、繁殖を行う販売業については、犬猫については、販売のみを行う者に加えて別途、特別な規定（犬猫同士の社会化の観点からの幼齢規制等）が置かれている。犬猫以外の哺乳類、鳥類及び爬虫類の繁殖を行う販売業については、法律において特別な規定はない。）

論点① 飼養管理基準の更なる細分化・明確化の必要性

- ・平成 30 年 3 月に「動物の適正な飼養管理方法等に関する検討会」を発足させ、基準の明確化に向けた検討に着手。検討会では、アニマルベース指標という考え方（飼養環境の要件ではなく、動物そのものの状態で動物の健康・安全の保持等を判断）を導入すべきとの指摘もなされたところ。〔事務局〕
- ・行政、事業者、消費者が、施設や飼養管理基準への適合について、動物福祉の観点から客観的に判断できる内容とし、動物の適正な取扱いの確保につなげるべき。〔委員〕
- ・動物取扱業は多様な業態であり、動物行動学の知見を基にすれば、同一の基準では対応できない。〔委員〕
- ・数値基準がなければ監督・指導できないという実態があれば、自治事務として監督・指導を行う自治体において、裁量行為の手助けとなるようなガイドライン（助言）として、基準の内容を分かりやすく示した資料を検討することも有効か。〔事務局〕
- ・動物取扱業は、扱う動物種・業態などが業者によって大きく異なり、これ以上基準を具体化して規制することは、業務の煩雑さが増すだけでなく、指導に苦慮する事案も増加する可能性があるため、微修正にとどめるべき。もしくは、「アニマルベース指標」の考え方を整理する方が、行政として監督指導しやすい。〔自治体〕
- ・動物取扱業に係る臭いや騒音等について、あいまいな基準により自治体の指導に差異があるのが課題。「全国一律の基準が必要なもの」と、「自治体の自主性に委ねるもの」を整理したうえで、「全国一律の基準が必要なもの」について早急に検討し、さらに現行の飼養管理基準等についてもより具体的な基準を検討するといった対応をして欲しい。〔自治体〕
- ・週齢規制については展示可能な週齢ではなく、親から引き離すことが可能な時期であることを改めて周知すべき。〔自治体〕
- ・数値基準はおそらく不可能。犬だけ考えても何百通りの犬種や体格、体重に合わせて何センチ幅等々と書いていくのか。例えば立ったときに頭がぶつからない、寝転がったときに足がつかえない、複数入れる場合には体高の一番高いものに合わせる等、動物のあり方についての基準を設けるべき。〔委員〕
- ・現状より具体的な基準を設定する場合は、自治体による動物取扱業者の監督指導に効果的に活かせるように、標準的な運用方法も含めて示してほしい。〔委員・自治体〕
- ・具体的かつ客観的な数値基準がなければ、十分な指導ができない。〔自治体〕

論点② 飼養管理基準に新たに取り入れるべき事項はあるか。

- ・犬猫の幼齢規制に関して、週齢を決めるときには、必ず抱き合わせで、ブリーダーにおいての飼育管理及び人との関係、動物との関係を入れ込んだものにすべき。〔委員〕
- ・犬猫の幼齢規制に関して、WSAVA（世界小動物獣医師会）のワクチンガイドラインで、移行抗体が切れる時期を考えて、1 回目のワクチンを 7 週から 8 週ぐらいに打つことがいいと出ているので、ワクチンを打つタイミングが、ブリーダーのところで安定している状態で打つか、ペットショップに行き、ある程度、次のご家族が決まるようなタイミングで打つかという健康維持の問題もある。そういうことを含めて、7 週、8 週のことと考えていくとい

いのではないか〔委員〕

- ・大規模災害の発生を想定して、動物取扱業者が備えておくべき（遵守すべき）事項としてどのようなものがあるのか。〔事務局〕
- ・数値基準について、アンモニア濃度は検知管で測定でき、労働安全衛生法の規制値等を参考にできる有効な指標。〔自治体〕
- ・業者が飼育する犬猫への MC を義務化し、施設調査時に個体確認して指導ができるようにすべき。〔自治体〕
- ・動物取扱業者の社会的責任として、発災後に速やかに利用者の需要に応えるため、災害時における事業継続の準備について検討すべき。〔自治体〕〔委員〕
- ・適正な飼育管理を行うためには、施設環境は勿論だが動物を衛生的に管理するために従事する適正な人の数が必要。〔自治体〕〔委員〕
- ・1 人の飼育従事者が管理できる個体数には限界があるので従事する人の数を明記し、適正な飼育状態が保たれるよう基準として追加すべき。〔委員〕

（参考）

第一種動物取扱業者が遵守すべき動物の管理の方法等の細目

第 5 条 動物の管理は、次に掲げるところにより行うものとする。

一 動物の飼養又は保管は、次に掲げる方法により行うこと。

ホ 幼齢な犬、猫等の社会化（その種特有の社会行動様式を身に付け、家庭動物、展示動物等として周囲の生活環境に適応した行動が採られるようになることをいう。以下同じ）。を必要とする動物については、その健全な育成及び社会化を推進するために、適切な期間、親、兄弟姉妹等とともに飼養又は保管をすること。

二 飼養施設における動物の疾病等に係る措置は、次に掲げる方法により行うこと。

ニ 疾病の予防等のために、必要に応じてワクチン接種を行うこと。

六 その他動物の管理は次に掲げる方法によること。

ニ 動物の飼養又は保管をする場合にあつては、災害時における動物の健康及び安全の確保並びに人の生命、身体又は財産に対する侵害の防止を図るために、平時より、職員間の連絡体制及び動物の逸走時の捕獲体制の整備、動物の避難方法の確立、餌の備蓄等の対策を講じること。

【対応の方向性】

論点①への対応案

- ・平成 29 年度に設置した「動物の適正な飼養管理方法等に関する検討会」において、現行の基準をより細分化、明確化する観点から、科学的根拠に基づき、専門的な知見を有する専門家による基準の検討を行う。その際、平成 23 年の「動物の愛護及び管理のあり方検討報告書」での指摘（飼養施設について数値基準を検討すべきとの問題意識）を踏まえて検討に着手するものであるが、適正飼養の確保の観点から、アニマルベース指標の考え方等を含む最新の知見をもとに、より適切な基

第 50 回動物愛護部会 資料 1 「動物愛護管理をめぐる主な課題への対応について（論点整理）（案）」抜粋

準のあり方を検討する。また、自治体が法に基づく適切な監視指導を行うことを通じ、動物取扱業において更なる適正な飼養管理がなされるよう、海外の法規制、運用方法や対策の実効性等に係る情報を収集するとともに、国内自治体における実態の把握を踏まえて、検討する。

- ・検討会の結果を踏まえて、環境省において、適正な飼養管理の方法についての基準（省令、告示）やガイドライン等のあり方を検討する。

論点②への対応案

- ・基準やガイドライン等において示すべき事項について、以下の視点等に注目しつつ検討する。（「第一種動物取扱業者が遵守すべき動物の管理の方法等の細目（平成 18 年 1 月 20 日環境省告示第 20 号）」において、既に一部記載されているものについては、より細分化・明確化すべきか検討。）
 - ①犬猫の幼齢期における人間との社会化を促進させるための措置
 - ②移行抗体（母子免疫）の減少に合わせた効果的なワクチネーション
 - ③大規模災害に備えて、動物取扱業者が講じておくべき措置（他業種とのバランスを考慮）
 - ④その他

【関連データ類】

- ・第一種動物取扱業の業種と業態は、下記図のとおり。なお、対象動物は、哺乳類、鳥類及び爬虫類（畜産農業に関するものや動物実験に用いられるものを除く。）

第一種動物取扱業の業者の例

営利性がある業

業 種	業の内容	該当する業者の例
販売	動物の小売及び卸売り並びにそれらを目的とした繁殖又は輸出入を行う業（その取次ぎ又は代理を含む）	<ul style="list-style-type: none"> ○小売業者 ○卸売業者 ○販売目的の繁殖又は輸入を行う業者 ○露天等における販売のための動物の飼養業者 ○飼養施設を持たないインターネット等による通信販売業者
保管	保管を目的に顧客の動物を預かる業	<ul style="list-style-type: none"> ○ペットホテル業者 ○美容業者（動物を預かる場合） ○ペットのシッター
貸出し	愛玩、撮影、繁殖その他の目的で動物を貸し出す業	<ul style="list-style-type: none"> ○ペットレンタル業者 ○映画等のタレント・撮影モデル・繁殖用等の動物派遣業者
訓練	顧客の動物を預かり、訓練を行う業	<ul style="list-style-type: none"> ○動物の訓練・調教業者 ○出張訓練業者
展示	動物を見せる業（動物とのふれあいの提供を含む）	<ul style="list-style-type: none"> ○動物園 ○水族館 ○移動動物園 ○動物サーカス ○動物ふれあいテーマパーク ○乗馬施設・アニマルセラピー業者（ふれあいを目的とする場合） ○動物カフェ
競りあっせん業	動物売買をしようとする者のあっせんを、会場を設けて競りの方法により行う業	<ul style="list-style-type: none"> ○動物オークション市場の運営業者
譲受飼養業	有償で動物を譲り受けてその飼養を行う業	<ul style="list-style-type: none"> ○高齢の犬や猫などを世話する「老犬・老猫ホーム」の事業者



- ・第二種動物取扱業の業態は下記図のとおり。非営利の活動（譲渡・展示・訓練等）であって、人の住居部分と区分できる飼養施設を持ち、動物の大きさ等により一定の飼育頭数以上の動物を扱う場合が対象となる。なお、対象動物は哺乳類、鳥類及び爬虫類（畜産農業に関するものや動物実験に用いられるものを除く。）

第二種動物取扱業の業者の例

非営利の活動で、人の居住部分と区分できる飼養施設を持ち、一定頭数以上の動物を取り扱う場合

（例）動物愛護団体の動物保護シェルター、公園等での展示など

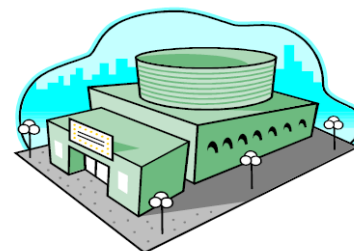
対象となる飼養予定頭数

- 馬・ウシ・ダチョウ等の大型の哺乳類又は鳥類、特定動物
・・・合計3頭以上
- 犬・猫・うさぎ等の中型の哺乳類・鳥類又は爬虫類
・・・合計10頭以上
- 上記以外の動物（哺乳類・鳥類又は爬虫類）
・・・合計50頭以上

対象となる飼養施設（人の居住部分と区分できる飼養施設）

- 専用の飼養施設
- 飼養のための人の居住部分と区分されたスペース
- 飼養場所を人の居住部分と区分するケージ等の設備

動物愛護団体の
動物保護シェルター等



- ・「動物愛護管理のあり方検討報告書」（平成 23 年 12 月）の記載

犬猫の繁殖制限措置

これまで様々な犬種を作り出してきた実績のあるイギリスやドイツにおいては、最初の繁殖年齢の設定や、生涯における繁殖回数を 5～6 回までに制限するよう規定されており、これらの国々の取組を参考として、繁殖を業とする事業者に対して、繁殖回数及び繁殖間隔について規制を導入すべきである。なお、猫の繁殖制限についても、同様に検討すべきである。

一方で、犬と猫の違いや、品種の違いによっても適切な繁殖の時期や頻度が異なるため、一律の規制が困難であることから、事業者による自主規制に任せるべきであるとの意見もある。

飼養施設の適正化

各種の飼養施設における適正飼養の観点から、動物種や品種に合わせた飼養施設や飼養ケージ、檻等の選択は重要であるが、現状では適正な施設のサイズや温湿度設定等の数値基準が示されていない。数値基準は可能な限り科学的根拠に基づく、現状より細かい規制の導入が必要であり、

第 50 回動物愛護部会 資料 1 「動物愛護管理をめぐる主な課題への対応について（論点整理）（案）」抜粋

専門的な知見を持つ有識者で構成される委員会において議論をすべきとの認識が共有されたが、具体的には次のような意見があった。

- ・ 法規制ではなく、ガイドライン等の策定により、自治体が改善指導できるような仕組みとすべき。
- ・ 数値化に当たっては、対応が困難な高い目標設定ではなく、最低限許容する数値を設定すると同時に、推奨される数値も必要。
- ・ 飼養ケージや檻のサイズについては、動物種や品種によって体の大きさや習性も大きく異なるので、一律の数値基準の設定は困難。一方、犬や猫にあっては、体長や体高の何倍といった基準の設定も検討しうる。
- ・ 客観的な指標例としてアンモニア濃度が考えられ、これを象徴的指標として用いるべき。
- ・ 騒音や温湿度等を含め、多角的に数値化した方がよい。
- ・ 犬や猫のみならず、うさぎ等についても検討するべき。